

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

フジクラグループは、グループ経営理念のもと「つなぐ」テクノロジーを通じて顧客の価値創造と社会に貢献する「顧客価値創造企業」として、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、経営の健全性・透明性・効率性が確保された迅速な意思決定を可能とする仕組みやグローバルに事業展開する業務執行体制の整備・構築を進めるとともに、コンプライアンスの遵守やリスク管理を含めた内部統制の強化を図っております。

当社は、現在遂行中の2020中期経営計画で、2020年度末に営業利益率7.0%の達成を主要な経営目標としています。これを達成してさらに持続的な成長を図るには、機動的かつ効率的な意思決定を行う仕組みと、特に重要な事項については、多面的で客観的な議論を経た質の高い決定が必要と考えます。当社はコーポレートガバナンス・コードの制定を機に、成長戦略の一環としてガバナンス改革について検討を進めてきましたが、今般、2017年6月開催の定時株主総会において定款を変更し、監査等委員会設置会社へ移行する（現在は監査役会設置会社）ことにより、以下の改革を実現します。

ガバナンス改革の主なポイントは次のとおりです。

(1) 取締役会決定事項は経営計画等の重要な事項に絞り込み、4名の社外取締役（現在は1名）を選任して当該重要事項について十分な時間と多様な観点からの審議により決定することとします。同時に業務執行取締役への権限委譲を大幅に進めます。なお、社外取締役の属性は、企業経営経験者（金融・製造業）、弁護士、公認会計士を予定しています。

各カンパニーに固有の事項は当該カンパニーを所管する業務執行取締役が迅速・果敢な意思決定を行う体制とし、他方、年度／中期経営計画、年度投資計画、重要な事業提携やM&A等は取締役会の決定事項として、社外役員の多様な知見を十分に反映し得る体制とします。

なお、従来の取締役会は、内部者のみによる経営会議での決定を改めて審議してきましたが、この内部者による経営会議は廃止し、原案段階から取締役会での議論を行う運用とします（このため同一案件について短期間に複数回開催することも想定しています）。

(2) 業務執行取締役への権限委譲を進めることは、同時に各業務執行取締役の責任範囲を明確化することとなるので、個々の取締役の適性及び処遇（報酬）を客観的に評価する制度を運用します。

具体的には、取締役候補者及び取締役の報酬額を決定するため、過半数を社外取締役で構成する指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置します。

(3) 当社の現在の経営執行体制である組織及び意思決定システムは、以下の【現状と課題】に記載のとおりであり、コーポレートガバナンス・コードの制定を機に、改めて経営体制に内在する課題を整理した結果、上記の改革を行うこととしたものです。

【現状及び課題】

当社の経営は、主要な事業分野を三つのカンパニー（エネルギー・情報通信、エレクトロニクス、自動車電装）として組織し、さらに各カンパニーは技術、製造、販売（営業）機能を担う下部組織を持ち、（R&Dや全社共通管理機能を除く）事業遂行に必要な基本的リソースを所管することで、各カンパニーが事業責任を貫徹し得る体制としています。また、各カンパニーには取締役会の決議により当該カンパニーを統括する業務執行取締役が定められ、各カンパニーの業績に関する責任は当該業務執行取締役が負う体制となっています。

一方、意思決定の仕組みとしては、取締役会の事前に、社長が主催する社内関係者（取締役・執行役員・監査役）のみが参加する経営会議が開催され、カンパニーに専属する一部の事項を含めて、経営会議で全会一致により決定されています。換言すると、個々の執行事項の決定に当たっては、トップマネジメントを構成する全体のコンセンサス（すなわち経営会議決定）を必要とする制度となっており、全社横断的な観点が反映し易く、また情報の共有に優れているものの、実質的には経営会議を主催する取締役社長に権限が集中する体制であって、カンパニーを統括する業務執行取締役への権限委譲は制度として存在しません。全社の多岐にわたる事項を都度経営会議で決定するため、意思決定の効率性や機動性には改善の余地があり、また、業務執行取締役の規律や業績評価という面では、決定権限のないところに責任は生じ得ないため、個々の取締役について、業績と指名・報酬との連動が図り切れないという課題があります。

当社は監査役会設置会社であることから、社外役員（社外取締役1名及び社外監査役2名）が参加する取締役会が個別の業務執行事項を決定し、さらに、多額の投資やM&Aなどの重要案件は、社外役員を対象として十分な時間を設けた事前説明を行って、社外監査役からも妥当性に踏み込んだ指摘や意見を多数いただいており、多角的かつ十分な検討を行う機能に進展があります。しかし、取締役会付議事項は経営会議で決定済みの案件であることから、そもそも決定機能の二重化という非効率性があり、また経営会議決定済みの案件を完全にリセットすることは経営に混乱を生ずる弊害が大きいのも事実です。

当社は、以上の諸課題への対応を進めるとともに、社外役員の企業成長に向けた積極的な関与を制度として備えることが必要と考え、業務執行取締役への権限委譲並びに経営会議と取締役会を合わせた意思決定システムの抜本的な改革を行うものです。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則4-1-3】最高経営責任者等の後継者の計画についての適切な監督

当社では、最高経営責任者等の後継者の計画（プランニング）に係る方針の策定及びその監督は、取締役会の下に設置する指名諮問委員会の検討事項とし、今後同委員会において具体化を図る予定です。

【原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は2017年6月開催予定の定時株主総会において、社外取締役4名を選任する予定です。

【原則4-8-1】独立社外取締役間の情報交換・認識共有

当社は、2017年6月開催予定の定時株主総会において監査等委員会設置会社に移行し、独立社外取締役全員を監査等委員として選任することとしています。併せて監査等委員会の下に監査等委員会室を設けて情報交換・認識共有等の体制を整備します。

【原則4-8-2】独立社外取締役と経営陣、監査役または監査役会との連携体制の整備

当社は2017年6月開催予定の定時株主総会において、監査等委員会設置会社に移行する予定です。当社では、現に監査役と取締役社長その他のトップマネジメントとの定期的な意見交換を実施しており、監査等委員会設置会社に移行した後も、監査等委員とトップマネジメントとの意見交換の場として、これを制度化して運用する予定です。

【補充原則4-10-1】社外取締役を主要要員とする任意の諮問委員会の設置

当社では、2017年3月に取締役会の下に取締役の指名、報酬に係る任意の諮問委員会を設置する予定です。いずれの委員会も独立社外取締役を過半数とし、委員長は独立社外取締役から選定する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】いわゆる政策保有株式

1. 政策保有に関する方針

当社が行う事業において、事業戦略上協力関係を結ぶ企業があり、当社の中長期的な企業価値向上に資する場合に限り、その企業の株式を政策保有株式として保有します。

これら政策保有株式については、事業を行う各カンパニーの投下資本の一部として位置づけ、上述の観点から適時検証を行い、取締役会において確認します。

2. 議決権行使に関する方針

当社は、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点から総合的に判断して、毎年適切に議決権を行使することとしております。

【原則1-7】関連当事者間の取引

当社では、毎年関連当事者間の取引に関する調査を取締役及び監査役を対象に実施し、当社と利益相反する取引がないことを確認しております。その調査結果を元に株主総会招集通知や有価証券報告書等に関連当事者間の取引情報を開示しております。

【原則3-1】情報開示の充実

(1) 当社では、グループ経営理念”ミッション・ビジョン・基本的価値(MVCV)”を制定しております。

詳細は、当社ホームページを参照願います。(http://www.fujikura.co.jp/corporate/philosophy.html)

同様に中期経営計画についても策定しております。

こちらも詳細は、当社ホームページを参照願います。(http://www.fujikura.co.jp/ir/management_plan.html)

(2) 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、上記1. 基本的な考え方に記載のとおりです。

(3) 当社の取締役会は、その下に過半数を社外取締役で構成する報酬諮問委員会を設け、取締役の報酬決定の方針としては、業績連動を原則とし、個々の取締役の報酬を同委員会決定し、取締役会へ答申することとします。

(4) 当社の取締役会は、その下に過半数を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設け、当社業績の向上に資する者であり、株主に対する責任を果たせる知見及び資質を有する者を候補者とする基本方針の下、個別の取締役候補者を決定し、これを取締役会へ答申することとしています。

(5) 個々の取締役の選任についての説明は「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示します。

【補充原則4-1-1】取締役会からの経営陣への権限委任の範囲

監査等委員会設置会社となることで、定款授權に基づく取締役会決議をもって、取締役社長及び各カンパニーやコーポレート部門を統括する業務執行取締役に対して、取締役会決定事項を除き大幅な権限委譲を行い、迅速・果断な意思決定と責任の明確化を行います。取締役会決定事項は、年度／中期経営計画(含 投資計画)、決算及びその発表、多額かつ重要な事業提携又はM&A等に限定しますが、社外取締役4名を含む取締役会で素案段階から実質的な審議を重ねて決定する運用とします。なお、監視・監督の精度向上を目的に、リスク管理に係る一定の事項(事業撤退、債権放棄、紛争処理、損害賠償等)は、少額でも取締役会決定事項としています。

【補充原則4-8】独立社外取締役の有効な活用

当社は2017年6月開催予定の定時株主総会において、社外取締役4名を選任する予定です。

【補充原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

社外役員の独立性判断基準については、以下のとおりです。

現在又は最近3年以内において次の各項に該当する者又は該当していた者並びにこれらの者の2親等内の親族及び配偶者は、独立性を有さない。

a. 当社グループの重要な取引先(注1)又はその業務執行者(注2)

b. 当社グループを重要な取引先とする者又はその業務執行者

c. 当社の総議決権の10%以上を有する株主又はその業務執行者

d. 当社又は当社の子会社から、当社の社外役員であることによって得られる報酬以外に金銭その他の多額の報酬(注3)を受け取っている者又はその業務執行者

(注1) 重要な取引先: 当社から当該相手方に対する当社連結による売上が連結売上高の1%以上となる者及び当社による購入額が当該相手方の連結売上高の1%以上となる者

(注2) 業務執行者: 業務執行取締役及びその直下の従業員

(注3) 多額の報酬: 年額100万円超

【補充原則4-11-1】取締役会全体のバランス、多様性及び規模に関する考え方

取締役会の構成としては、長年当事業の実務に携わってその実態に精通し、かつ経営一般に一定の知見を有する者を、時々の当事業のポートフォリオや重点施策に応じて業務執行取締役として選任し、その数は10名を超えない程度と考えています。社外取締役は4名とし、外部の多様な知見や専門性を求める観点から、事業会社の経営(役員)経験者2名と弁護士及び公認会計士とします。監査等委員である取締役は、常勤者1名(当社で一定の実務経験を有する者)及び社外取締役4名の計5名とします。

【補充原則4-11-2】取締役・監査役が上場会社役員を兼任する場合の対応

取締役・監査役が他の取締役・監査役を兼任する場合、当社における役割・責務の遂行に制約を生ずるものでないことを確認しています。また、重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類や事業報告等の開示書類において毎年開示していますのでご参照下さい。

【補充原則4-11-3】取締役会全体の実効性についての分析・評価

取締役会の実効性については、取締役会メンバー全員を対象に、会議体としての適正性(時間、頻度、議事運営、議事録等)、付議案件の適正性(付議のタイミング、重要度、情報量等)、取締役会メンバーの態様(審議への参画等)及び事務局体制についてアンケートを実施しています。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示

当社では、取締役および監査役がその役割・責務を適切に果たすために必要なトレーニング(社内外の研修やセミナー等)や情報提供を適宜実施しております。新任の社外取締役については、会社概要、企業理念、経営状況、コーポレートガバナンスに関する事項および各種役員関連規程等の説明を就任前に実施しております。就任後は、当社への理解を深めることを目的に、当社の事業活動、業界の動向、当社の経営環境等について、説明会や事業所の視察等を実施しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

(1) 当社では、株主・投資家との建設的な対話を通じた継続的かつ中長期的な企業価値の向上を図るため、社長をはじめとする経営幹部による株主・投資家との対話等の取組みを推進しております。

(2) 当社では、対話・情報開示の実効性を確保するため、担当取締役を置き、その下にコーポレート企画室IRグループを設置し、関連部署と連携しながら、適時かつ公正、適正に情報開示を行っております。

(3) 当社では、四半期毎(5月、8月、11月、2月)の決算説明会や工場見学、事業報告書・アニュアルレポート等の発行により、情報開示を行っております。また、欧州や北米には、社長等の役員が直接現地に赴き、事業説明を実施する等、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っております。

(4) 当社では、経営に株主意見を反映するため、アナリストレポートおよび株主・投資家との面談結果を取締役会へフィードバックしております。

(5) 当社では、決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するために、サイレントピリオドを設定し、この期間中に決算にかかわるお問い合わせへの回答やコメントを控えていただいております。また、内部情報管理規程にて、重要な情報の漏えい、拡散等の防止及びインサイダー取引の防止を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	20,955,000	6.99
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	16,733,000	5.58
三井生命保険株式会社	10,192,000	3.40
株式会社三井住友銀行	8,456,000	2.82
株式会社静岡銀行	7,713,000	2.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	7,655,000	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	6,777,000	2.26
DOWAメタルマイン株式会社	6,563,000	2.19
MELLON BANK, N. A. AS AGENT FOR ITS CLIENT MELLON OMNIBUS U S PENSION	5,531,000	1.84
フジクラ従業員持株会	5,336,000	1.78

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

基準日時点において、上記のほか自己株式が55,477,611株ありました。なお、5月18日付で自己株式の消却を実施したことで、6月末日時点で保有する自己株式数は、497,001株となっています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
阿部謙一郎	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
阿部謙一郎	○	阿部謙一郎氏は、当社の会計監査人である、あらた監査法人の代表社員でしたが、2012年6月に同監査法人を退職しており、在職中も当社の監査に関与したことはありません。	阿部謙一郎氏は、公認会計士であり、高い専門性を有し、また、長年にわたり多くの企業の会計監査に携わっており、企業経営に関する十分な知見を有していることから、独立の立場を必要とする社外取締役として適格であると判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人との連携に関し、監査役は年初に監査計画を会計監査人から聴取し、それに基づき期中の監査、期末の監査の結果について、会計監査人から報告を受けている。また、監査役は会計監査人と会計監査の内容・体制等について、年間数回のディスカッションを行い、意見交換を適宜行っている。

内部監査部門との連携に関し、監査役は、内部監査部門と定期的に監査上の情報交換を行っている。また、必要に応じて内部監査部門は監査役の指揮命令下で監査業務を行うほか、監査結果を定期的に監査役に報告している。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
関内 壮一郎	弁護士													○
下志万正明	他の会社の出身者							△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
関内 壮一郎	○	——	関内 壮一郎氏は、弁護士であり、高い専門性を有し、また、長年にわたり企業法務に携わってきており、企業経営に関する十分な知見を有していることから、独立の立場を必要とする社外監査役として適格であると判断しています。
下志万正明	○	下志万正明氏は、当社の取引銀行である株式会社三井住友銀行の業務執行者でありましたが、2003年6月に同行を退職しています。なお、当社グループは複数の金融機関との間で取引を行っており、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断しています。	下志万正明氏は、長年にわたって大手都市銀行で重要な地位にあった経験から、財務及び会計について相当程度の知見を持ち、また、企業経営に十分な経験を有することから、独立の立場を必要とする社外監査役として適格であると判断しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員の全てを独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

担当部門の業績に基づく個々の評価を個人別報酬に反映しているほか、定時株主総会の決議により賞与の支給を行うこととしている。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役の年間報酬総額は356百万円(第168期に係る取締役賞与の支給は行わない)であり、事業報告及び有価証券報告書において、取締役の報酬等の総額を開示している。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取扱製品が多様なだけでなく、グローバルな事業展開を進めており、役員の業務も高度で多岐にわたります。このため、役員報酬の水準はこれら業務に対応し得る優秀な人材にふさわしいレベルであることを基本とし、複数の調査機関による主に上場会社を対象とした調査結果を参考に決定しています。

また、取締役の報酬は、固定額である取締役の監視・監督機能に相当する部分(固定報酬)と、業績に連動する変動額である執行責任に相当する部分(業績連動報酬)から構成されます。固定報酬は、経験も加味した役位別の固定額とし、業績連動報酬は、事業年度毎の各業務執行取締役の業績について、年度の事業計画その他の各取締役の責任範囲における業績目標に対する達成度などを評価し、固定報酬の30%の範囲で反映させることとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、内部監査部門が適宜のサポートを行っている。内部監査部門は内部監査に関する情報について適宜社外監査役に伝達しており、取締役会及び監査役会に関する資料についても事前に配付を行っている。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の事業分野を、エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー及び不動産カンパニーの4部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野に係る技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。

また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。新規事業の育成・事業化推進の機能はカンパニーに含めず、取締役社長が直轄する専任組織を設けて行う体制としている。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の事業部など経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、単年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行することとしている。

監査・監督の状況としては、執行役員制度の導入により取締役の執行と監督の分離を行って取締役の監視監督機能を明確に位置付け、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理するとともに、リスク管理委員会の活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令及びその他の社会規範の遵守を図ることとしている。また、本社共通管理部門をはじめとする各組織は、その所管業務について執行と同時に統制機能を有しており、所管業務に係る諸法令の遵守に遺漏なきよう、マニュアルの整備や説明会の開催等関係各部門に対して必要な援助を行うこととしている。執行部門の内部監査専任組織である監査部その他の監査機能を有する組織は、内部監査事項の一つとして業務執行に関する法令・定款の遵守状況を監査し、リスク管理委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行うこととしている。なお、公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする公益通報制度を運用することとしている。

会計監査については、PwCあらた有限責任監査法人を会計監査人として選任しており、監査業務の体制は、業務を執行した公認会計士である友田和彦氏、岸信一氏、岩尾健太郎氏の他、補助者として公認会計士11名、会計士補等3名、その他10名となっている。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、執行役員制度により執行責任の明確化を図るとともに、監視・監督体制としては、経営意思の形成過程での監視・監督が行える監査役制度を採用する。

また、当社では、常勤監査役が経営会議等、事業遂行に関する経営判断を討議する重要な会議体へ出席し、意見を述べるができる体制としており、監査役に、取締役会等における主に適法性の観点からの活動にとどまらない経営への参画を保証している。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2016年6月29日開催の第168期定時株主総会に関する招集通知は、同年6月6日付で発送している。
電磁的方法による議決権の行使	2006年度よりインターネットによる議決権行使制度を採用している。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2008年度より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用を可能としている。
招集通知(要約)の英文での提供	当社ホームページ上に招集通知の英文の要約を掲載している(日本語の招集通知の発送日と同日付で掲載)。
その他	広く招集通知等の閲覧を可能とするため、当社ホームページにおいて公開している。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	5月・8月・11月・2月の年4回開催している。説明会は四半期ごとの決算内容を説明している。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家向けに、欧州、北米に社長又はIR担当役員が直接現地に赴き決算説明等をしており、海外機関投資家への情報提供及び対話の充実を図っている。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、中期経営計画、アニュアルレポートなどのIR資料に関する情報は、当社ホームページ上に掲載している。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: コーポレート企画室 IR担当役員: 滝沢取締役常務執行役員 IR事務連絡責任者: 久堀IRグループ長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フジクラグループCSR基本方針」、「フジクラグループCSR活動指針」及び「フジクラ行動規範」を制定しており、これを核とした種々の規程により、各ステークホルダーとの健全で友好的な関係を構築できるよう鋭意努めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSRの3側面である、環境・社会・組織統治に関する幅広い取り組みを実施している。これらの取り組みについては、毎年、CSR統合報告書を作成し、当社ホームページ上で公開しており、今後も当社内外に関する情報を広くステークホルダーに伝えていく。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な方針

当社は執行役員制度を運用しており、具体的には、グループ会社を含む当社グループ全体の業務執行を事業分野や機能ごとに分解して、これを各執行役員にその責任範囲として割当てている。取締役も業務執行を分担する場合は執行役員を兼務して、この執行責任の割当てを受けている。これら執行責任の体系は取締役社長を頂点とするピラミッド型の指揮命令系統となっており、この全体を取締役会で決定している。この執行体制の結果、各取締役は、自らに割当てられた執行責任領域以外分野・事項については、監視・監督義務に特化した役割となるので、会社法が求める執行の適法性及び妥当性について、社外取締役と同等の客観的なチェック機能を果たしている。

また、取締役以外の監視・監督体制としては、経営意思の形成過程での監視・監督が行える監査役制度を採用する。さらに内部監査部門、全社共通管理部門、各社内カンパニー管理組織などにより、日常的な業務執行局面における適法性・妥当性を常に管理することとする。これらを総合して以下のとおり内部統制システムを構築する。

2. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号)

(1) 執行役員制度の導入により取締役の執行と監督の分離を行って取締役の監視・監督機能を明確に位置づけ、社外取締役と共同して業務執行が法令・定款に適合することを管理する。

(2) リスク管理委員会活動により、役員、従業員その他の業務従事者の法令及びその他の社会規範の遵守を図る。

(3) 本社共通管理部門をはじめとする各組織は、その所管業務について執行と同時に統制機能を有しており、所管業務に関係する諸法令の遵守に遺漏なきよう、マニュアルの整備や説明会の開催等関係各部門に対して必要な援助を行う。

(4) 執行部門の内部監査専任組織である監査部その他の監査機能を有する組織は、内部監査事項の一つとして業務執行に関する法令・定款の遵守状況を監査し、リスク管理委員会等を通じて必要な報告、指導、援助等を行う。

(5) 公益通報者を保護し、外部弁護士への匿名通報を可能とする公益通報制度を運用する。

3. 会社法施行規則第100条の事項

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(第100条第1項第1号)

取締役会、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達に関する会議体の配布・討議資料並びに議事録などの書類は、各会議体の主管部門が一定の規律に従って一元的に保管管理し、必要に応じて社内関係先の照会に応ずる体制をとる。

会議体によらない書面による意思決定に関しては、当該決定事項を所管する執行部門が、必要な保管管理並びに社内関係先からの照会に応ずる体制をとる。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(第100条第1項第2号)

当社が管理すべきリスク(グループ会社で生じたものを含む)を、事業機会に関連するリスク(「戦略リスク」)と事業活動の遂行に関連するリスク(「業務リスク」)に分類し、戦略リスクは取締役会及び経営会議のトップマネジメントの合議により管理し、業務リスクは「フジクラ リスク管理規程」に基づきリスク管理委員会が管理する体制とする。

上記リスク管理規程により、危機管理については、該当情報のトップへの速やかな伝達と対応組織の構築及び責任体制等を定めてこれを行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(第100条第1項第3号)

当社の事業分野を、エネルギー・情報通信カンパニー、エレクトロニクスカンパニー、自動車電装カンパニー及び不動産カンパニーの4部門に括り、各カンパニーには、所管する事業分野にかかる技術・製造・販売の各機能を配置し、各カンパニー長が事業責任を完遂し得る体制としている。また、執行役員制度により、各カンパニー及び全社共通部門の執行責任体制を明確にした経営管理体制を構築している。新規事業の育成・事業化推進の機能はカンパニーに含めず、取締役社長が直轄する専任組織を設けて行う体制としている。

取締役会及び取締役社長は、各カンパニー内の事業部など経営管理単位毎の経営実績を毎月把握し、毎年度経営計画及び中期経営計画値との差異を常に管理し、さらに環境の変化等の外部要因を評価して、適宜適切な対応措置を決定・遂行する。

(4) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(第100条第1項第4号)

役員、従業員をはじめとして当社業務に従事するすべての者が遵守すべき基本的な諸規範について、トップマネジメントで構成するリスク管理委員会が周知徹底を推進する。

また、公益通報制度として社内外に窓口を設置し、社外窓口である弁護士事務所の連絡先等の詳細は、グループ会社従業員を含めて広く公開する。

競争法令の遵守については、「フジクラ独禁法コンプライアンスプログラム」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する競争法遵守の指示を行っている。

腐敗防止法令の遵守については、「フジクラグループの腐敗防止に関するポリシー」を定め、遵守体制の整備等についての基本事項を定めるとともに、最高経営責任者による遵守の決意表明及び当社グループ全ての役員及び従業員に対する腐敗防止法令遵守の指示を行っている。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(第100条第1項第5号)

個々のグループ会社は、それぞれカンパニー又はコーポレート部門等(以下、カンパニー等という)が所管する会社として位置づけられており、カンパニー等の長の執行責任の範囲として管理される。

アメリカフジクラ社はカンパニーから独立して執行を管理することとしており、同社最高経営責任者は当社執行役員に任命されるとともに、その管理は当社取締役社長が行う。

イ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号イ)

カンパニー等は、グループ会社からの報告に関する規律としてカンパニー経営会議規程等を設ける。これにより、カンパニー等は、所管するグループ会社から経営成績について毎月、人事・組織、設備投資、製品品質その他の重要な事項について適時に報告を受ける。

ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号ロ)

グループ会社は、自らリスク管理を実行することを基本としてリスク管理に関する規程を定める。カンパニー等は、所管するグループ会社で生じた

リスクについて適時・適切に報告を受け、発生したリスクの対応につきグループ会社を支援・指導できる体制を整備する。

ハ) 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号ハ)

当社は、カンパニー等が所管する個々のグループ会社についてそれぞれの役割・機能を明確に定め、これらグループ会社を含めた企業集団として経営計画を策定している。定期的な実績報告や予算管理などを緊密な連携の下で実行するとともに、グループ会社との人事交流等を通して意思疎通が綿密かつ円滑に行える体制とする。

ニ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号ニ)

グループ会社は、それぞれ法令遵守に関する責任者を置く。当該責任者は、法令遵守状況の当社への報告、当社が定める個別のコンプライアンスプログラムの実行等を行う。

グループ会社は、当社又は社外弁護士へ直接通報できる公益通報制度を整備する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第3号)

執行部門の内部監査組織である監査部の要員は、監査役からの要請に基づき監査役の職務を補助するものとし、監査役から指示を受けたときは、当該指示を他に優先して実行する。

取締役は監査部の活動内容及びその結果を、監査役の求めに応じていつでも監査役に報告する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
(第100条第3項第2号)

監査部要員の配置及び異動について監査役から意見があった場合は、取締役はこれを可能な限り人事措置に反映する。

(8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
(第100条第3項第4号)

イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号イ)

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したとき、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実を発見したときは、これを直ちに監査役会に報告する。

取締役は監査役に関し、経営会議、執行責任者会議、事業戦略経営会議、執行役員会、リスク管理委員会その他の重要な意思決定及び情報伝達の会議体への参加を保証し、これらに係る関係書面について特段の制約なくこれを提供する。

監査役は、これら会議体によらない経営上の重要事項の報告及び検討について、所管執行部門に対しいつでも必要な報告を求めることができる。

ロ) 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号ロ)

会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、取締役の職務執行に関して法令・定款に違反する重大な事実について、グループ会社の取締役及び使用人並びにこれらの者から報告を受けた当社取締役及び使用人は、直ちに当社監査役会に報告する。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないことを確保するための体制
(第100条第3項第5号)

当社及びグループ会社は、前号の報告者につき当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをしてはならない。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第100条第3項第6号)

当社は、年間の監査計画に基づきその職務の執行に必要な費用につき予算措置をとっている。これとは別に、監査役が、合理的に必要と考えられる費用を支弁し又は費用の支払いを当社に求めたときは、当社は速やかにこれを負担する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役は、取締役社長その他のトップマネジメントと定期的に意見交換を行い、監査の実行を期すに必要な事項その他の監査環境に関する必要な事項につき、執行部門並びにグループ会社へ要求することができる。

以上

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、フジクラ行動規範において、反社会的勢力に対しては毅然として対応するとの基本方針を定めており、これを役員、従業員その他の業務従事者に周知、徹底させている。

また、反社会的勢力に対する対応統括部署、対応責任者を定めており、弁護士等への相談、情報収集のための社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等への加盟など、外部の専門機関との連携も図っている。

